

令和5年第5回花巻市教育委員会議定例会 議事録

1. 開催日時

令和5年4月24日（月）午前10時～午前11時27分

2. 開催場所

石鳥谷総合支所 大会議室

3. 出席者（6名）

教育長 佐藤 勝

委員 中村 弘樹

委員 役重 眞喜子

委員 衣更着 潤

委員 熊谷 勇夫

委員 中村 祐美子

4. 説明のため出席した職員

教育部長 菅野 圭

教育企画課長 及川 盛敬

学務管理課長 高橋 晃一

学校教育課長 及川 仁

こども課長 大川 尚子

文化財課長 鈴木 直明

5. 書記

教育企画課長補佐 畠山 英俊

教育企画課 総務企画係長 瀬川 千香子

教育企画課 総務企画係 主任 荒木田 美月

6. 議事録

○佐藤教育長

只今から、令和5年第5回花巻市教育委員会議定例会を開会いたします。

会議の日時、令和5年4月24日、午前10時。

会議の場所、石鳥谷総合支所、大会議室。

日程第1、会期の決定であります。本日一日とすることにご異議ございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、本日一日と決定いたします。

日程第2、議事に入ります。

議案第13号「博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。鈴木文化財課長。

○鈴木文化財課長

議案第13号「博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

提案理由説明に入る前に、今回の博物館法の主な改正点についてご説明させていただきます。

議案第13号資料その3、7ページをご覧くださいと思います。

左側に、これまでの現状・課題、右側に今回の主な改正内容が対比されてございます。

昭和26年、1951年に博物館法が制定されて約70年が経過し、博物館を取り巻く状況が大きく変化しております。例えば、博物館には、まちづくりや国際交流、観光、産業、福祉、教育等の関連機関と連携した文化施設としての役割が求められるようになってきております。それから、博物館の有する多様な情報のデジタル化、データ化を加速させる必要が高まってきているという状況でございます。そうした社会的な情勢の変化により、今回、博物館法が大きく改正されたところであります。

主な改正内容をご説明させていただきます。博物館が有する多様な情報のデジタル化、データ化を加速するというところでございます。それから、博物館は他の博物館との間において、資料の相互貸借、職員の交流、情報交換など、相互に連携を図りながら協力するよう求められております。そして、主な改正内容の2、博物館登録制度の見直しもされております。これまで、博物館設置は、地方公共団体、社団法人・財団法人等に限定されておりましたが、今回の改正において、株式会社や学校法人、あるいは、社会福祉法人などの登録が可能となりました。ただし、登録に当たっては、資料の収集・保管・展示・調査研究等の体制が整っているか、事業を行うにふさわしい施設設備があるかなど、文部科学省令により審査をクリアすることが求められております。

このような博物館法の改正に伴って、花巻市教育委員会規則に関連する博物館の登録に関する規則の一部の改正が必要になりましたので、提案理由を説明させていただきます。

本規則は、博物館法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容についてご説明いたします。お手元に配付しております、議案第13号資料も併せてご覧くださいようお願いいたします。

令和4年4月の博物館法の一部改正により、博物館の登録制度の見直しが行われ、博物館の設置者に関する要件の緩和により、会社立等の博物館でも博物館として登録ができるこ

ととされました。ただし登録に当たっては、資料の収集保管・展示・調査研究等の必要な体制が整っているか、事業を行うにふさわしい施設設備があるか等の審査を行うよう、登録審査の手続きが改められたほか、博物館に相当する施設として新たに指定しようとする場合についても、文部科学省令により登録博物館に準ずる審査を行うよう改められたものであります。

このことから、博物館の登録に関する規則について、引用条文の整理を行い、併せて関連様式として博物館指定施設への申請様式を定めるものであります。

次に、施行期日であります。本規則は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局より説明がありました。この件について質疑ございませんか。役重委員。

○役重委員

改正の趣旨はわかりましたが、公立しか今まで想定になかったと思いますので、会社立や独法といった設置の可能性、あるいは、県内でこういう動きがあるとか、何か情報をお持ちでしたら教えていただきたいということと、法人の種類に応じて別に定めるとなっておりますので、この別の定めを、今のところどのように考えていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○佐藤教育長

鈴森文化財課長。

○鈴森文化財課長

博物館の登録に関する事務については、ここ何年もなかったですし、将来的に花巻市で新しく博物館等の登録が出るかと言われると、なかなか難しいのではないかと、現在事務局では思っているところでございます。首都圏であれば、企業の博物館等出てくる可能性もあるのですが、なかなか花巻市で新設の博物館ができるか考えた場合に、将来的にも可能性は低いのではないかと考えてございます。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

もう一点、改正後の第3条2項で、法人の種類に応じて別に定めるとされているので、この別の定めを、すでに構想されているのであればお聞きします。

○佐藤教育長

鈴森文化財課長。

○鈴森文化財課長

今回の規則の改正については、博物館に相当する施設の様式がなかったもので、その様式を新たに第7号として加えるという改正でございますので、これ以上の細かい部分につい

ては、まだ決めてございません。

○佐藤教育長

市で該当する施設は、今、公立の市の博物館だけですか。類似施設等については博物館には該当しないのですか。鈴森文化財課長。

○鈴森文化財課長

博物館は、当然、博物館として登録されているのですが、例えば、〇〇記念館や〇〇施設について、登録されている、あるいは準じて登録されているというはっきりとした回答は、今は持ち合わせておりません。

○佐藤教育長

例えば、電子化やデジタル・アーカイブ化、各記念館等との連携、今まで持っていた様々な施設の機能など、新しい法に沿った形で事業展開が求められていることが、一番大きいところかと思えます。デジタル・アーカイブ化については、非常に大きな作業を伴いますし、博物館だけというよりも、記念館等が持っているものと共有しないと意味がないということで、これからの作業になるかと思えますが、大きな課題だと思えます。

ほかにご覧いただけますか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第 13 号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第 14 号「花巻市教育振興審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。及川教育企画課長。

○及川教育企画課長

議案第 14 号「花巻市教育振興審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市教育振興審議会は、教育行政の基本的施策に関し必要な事項を調査審議するため、教育委員会の諮問機関として設置された審議会でございます。

本審議会の委員につきましては、花巻市教育振興審議会条例第 3 条第 1 項の規定により、委員 20 人以内をもって組織し、教育関係者、識見を有する者及びその他教育委員会が必要と認める者のうちから委嘱することとなっておりますが、現在の委員の任期が本年 4 月 30 日をもって満了となりますことから、再任を含め 15 名を委員に任命しようとするものでございます。

議案書の 3 ページと議案第 14 号資料を併せてご覧いただけます。

任命しようとする委員の氏名、年齢、性別、現職及び新任・再任の別につきましては、議案書のとおりであります。

このうち、鎌田愛子氏と牛崎恵理子氏につきましては、公募により選考したものでございます。

任命は、令和5年5月1日付け、任期は、同条例第3条第2項の規定により2年となっておりますことから、令和7年4月30日までであります。

なお、委員の所属する団体等の一部において、今後、役員の改選等が予定されておりますことから、後任の委員の任命が必要になりました際には、改めてご提案させていただきます。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局より説明がありました。

本案は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

議案第14号「花巻市教育振興審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(なし)

「異議なし」と認め、議案第14号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第15号「花巻市教育支援委員会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。及川学校教育課長。

○及川学校教育課長

議案第15号「花巻市教育支援委員会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市教育支援委員会は、障害等特別な教育的支援を要する就学予定者並びに児童及び生徒の適切な就学及び当該児童等に対する支援の内容等について、調査、審議及び助言等を行うため「花巻市教育支援委員会条例」第1条の規定により設置している委員会です。

委員会は、条例第3条の規定により、医師、識見を有する者、関係教育機関の職員及び関係行政機関の職員の13名で組織しておりますが、令和5年度定期人事異動により、山口充委員が異動したことに伴い、同委員を解任することのほか、後任の委員の任命に関し議決を求めるものであります。

議案書 5 ページと議案第 15 号資料を併せてご覧ください。

新たに委員に任命しようとする者は、沼田玲子氏、56 歳、花巻市立南城小学校副校長であります。

任期は、条例第 4 条の規定により前任者の残任期間である令和 5 年 5 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日までの 1 年であります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明を受けました。

本案は、人事案件ですので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

議案第 15 号「花巻市教育支援委員会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第 15 号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第 16 号「花巻市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。及川学校教育課長。

○及川学校教育課長

議案第 16 号「花巻市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るため「花巻市いじめ問題対策連絡協議会等条例」第 2 条の規定により設置している協議会であります。

協議会は、条例第 4 条の規定により、市立学校の校長、教育委員会事務局の職員、児童相談所の職員、地方法務局の職員、岩手県警察の職員、教育に関する学識経験を有する者、市立学校の児童又は生徒の保護者を代表する者、医療関係者及び教育委員会が必要と認める者の 15 名で組織しておりますが、令和 5 年度定期人事異動により、西崎裕永委員が異動した

ことに伴い、同委員を解任することのほか、後任の委員の任命に関し議決を求めるものであります。

議案書 6 ページと議案第 17 号資料を併せてご覧ください。

新たに委員に任命しようとする者は、蟻坂豊氏、55 歳、岩手県福祉総合相談センター児童相談課課長であります。

任期は、条例第 5 条の規定により前任者の残任期間である令和 5 年 5 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までであります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。

本案は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

議案第 16 号「花巻市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号「花巻市文化財保存活用地域計画策定協議会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。鈴木文化財課長。

○鈴木文化財課長

議案第 17 号「花巻市文化財保存活用地域計画策定協議会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市文化財保存活用地域計画策定協議会は、「花巻市文化財保存活用地域計画」の策定に係る協議等を行うため、教育委員会が設置している協議会であります。

本協議会の委員につきましては、設置要綱第 3 条の規定により、定数は委員 10 名以内とされております。また、同項の規定により、花巻市文化財保護審議会委員、識見を有する者、文化財保存活動団体に属する者、観光事業団体に属する者、関係行政機関及び教育機関の職員、その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱することとなっております。

ります。現在、任命しております委員の一部について、令和5年度定期人事異動に伴い、同委員を解任することのほか、後任の委員の任命に関し議決を求めようとするものであります。

議案書7ページ、議案資料の25、26ページを併せてご覧願います。

新たに任命しようとする委員の氏名、年齢、性別、現職及び新任・再任の別につきましては議案書のとおりでございます。

任命は、令和5年5月1日付け、任期につきましては、同要綱第3条第2項の規定により、前任者の在任期間となっておりますことから、令和5年5月31日までであります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局より説明がありました。

本案も人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

議案第17号「花巻市文化財保存活用地域計画策定協議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第17号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第18号「萬鉄五郎記念美術館運営委員会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。及川教育企画課長。

○及川教育企画課長

議案第18号「萬鉄五郎記念美術館運営委員会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

萬鉄五郎記念美術館運営委員会につきましては、萬鉄五郎記念美術館条例第10条第1項の規定により、萬鉄五郎記念美術館の運営に関し必要な事項を審議するため設置している委員会であります。

委員会は、条例第10条第3項の規定により、委員の定数は10人以内、任期は2年で組織されておりますが、令和5年度定期人事異動により、阿部久幸委員が異動したことに伴い、

同委員を解任することのほか、後任の委員の任命に関し議決を求めるものであります。

議案書 8 ページと議案第 18 号資料を併せてご覧ください。

新たに委員に任命しようとする者は、岩角聖孝氏、55 歳、花巻市校長会 花巻市立東和中学校校長であります。

任期は、条例第 10 条第 3 項の規定により前任者の残任期間である令和 5 年 5 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日までであります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。

本案は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

議案第 18 号「萬鉄五郎記念美術館運営委員会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第 18 号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第 19 号「花巻市指定史跡『熊堂古墳群』の現状変更等許可に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案説明をお願いいたします。鈴森文化財課長。

○鈴森文化財課長

議案第 19 号「花巻市指定史跡『熊堂古墳群』の現状変更等許可に関し議決を求めることについて」をご説明いたします。議案書の 9 ページをご覧ください。

史跡の名称は、「熊堂古墳群」です。所有者は、花巻市上根子字熊堂 157-1 の宗教法人熊野神社 代表役員宮司 平賀裕貴さんです。

現状変更の内容は、熊野神社本殿覆屋及び拝殿と本殿を結ぶ幣殿の改築工事及び事前の埋蔵文化財試掘調査・発掘調査です。

はじめに、熊堂古墳群の文化的価値についてご説明いたします。

文化財指定は平成 3 年 5 月 24 日です。熊堂古墳群は豊沢川中流域の北側に東西約 650m、南北約 100m にわたって広がる奈良時代の墳墓群です。古くは江戸時代の記録にも残され、

内部からは玉類や刀剣類など多くの副葬品が出土したことが記載されております。

特に遺跡内の熊野神社境内一帯を、昭和 61 年から平成初めにかけて、岩手県立博物館と市教育委員会が内容確認の発掘調査を行い、その結果、内部に川原石積み石室の埋蔵部分を持ち、直径 10m 前後の円形の古墳が 10 基以上分布することがわかりました。この成果を受けて、神社境内の一帯は、現在の史跡指定範囲となっております。

それでは、現状変更等の内容及び実施の方法についてご説明いたします。議案第 19 号資料その 1、31 ページの現状変更等許可申請書の写しも併せてご覧願います。

はじめに、「5 現状変更を必要とする理由」についてです。昨年の夏に所有者である神社から「近年、神社本殿の覆屋及び幣殿が老朽化しており、社殿維持のため建替えの必要がある」とのお話が文化財課にございました。これを受けて、当課が所有者と埋蔵文化財保護の協議を行った結果、「史跡への影響に配慮し、必要とする最低限の掘削工事作業を行うこと」、また「本体工事により、遺跡に影響がある場合について、埋蔵文化財の試掘調査や発掘調査を当課に依頼し行うこと」の 2 点について、所有者よりご承諾をいただいております。このため、神社本殿・幣殿の改築工事及びこれに係る埋蔵文化財調査を実施する必要があり、現状変更を求めるものでございます。

次に、「6 現状変更等の内容および実施の方法」についてご説明いたします。現状変更許可申請のあった掘削の予定範囲につきましては、議案第 19 号資料その 1、資料 33 ページの図面をご覧ください。

まず、赤枠の範囲①が、新設予定の基壇範囲となります。基壇とは、建物への水の浸入を防ぎ、水捌けをよくするために一段高くする基礎のようなイメージでございます。現在の基壇を撤去した後に、赤枠範囲において現地表から最大 60 cm 前後の新たな基壇の基礎設置に伴う掘削を予定するものです。この図の赤枠の範囲②は、工事車両通行用の仮設道路予定部分です。史跡内の一画で行う工事のため、敷地内へのアクセスは、支障物の少ない南側からの進入が現実的であり、仮設道路として使用する予定のものです。

文化財課で行う発掘調査の範囲については、新たに基壇の基礎が入り、埋蔵文化財へ影響が及ぶ可能性がある赤枠範囲①、神社本殿の新基壇の予定範囲に約 90 m²で行うものです。赤枠範囲②は、掘削の深さが 10~20cm 前後で、工事範囲は 9 m²と限定的であるために当課職員が工事の際に立ち会うことで対応を予定しております。

以上につきましては、先月 3 月 22 日に開催した花巻市文化財保護審議会において、考古部門の中村良幸委員をはじめ、委員の方々にご審議いただき、今回の現状変更に係る発掘調査等、一連の対応については妥当であるとのご承認をいただいております。

最後に、許可申請書の「7 現状変更等により生ずべき物件滅失又はき損、景観の変化、文化財への影響」です。今回の現状変更は、神社社殿の改築に伴う指定史跡内における掘削で、今年度は本殿の隣地への曳家作業及び既設基壇の撤去作業を行い、その後埋蔵文化財の試掘調査・発掘調査を行う予定でございます。その後、令和 6 年に新しい基壇の基礎の掘削や造成及び本殿の移設を行い、完成となる見込みであり、2 か年での工事完成を予定してござ

います。開発範囲内においては、史跡への影響を最低限に留めながら改築工事を行い、工期の調整を図りながら、必要となる発掘調査や工事立会調査を行い、十分な記録保存を行う予定でございます。

以上のことから、本現状変更等の許可申請について許可しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。この件について質疑ございませんか。

本殿のすぐ北側の部分にまで古墳がいくつか分布しており、古墳や奈良時代の竪穴が出る可能性が高いということです。衣更着委員。

○衣更着委員

本殿と裏の幣殿を、埋蔵された遺跡などの発掘のために本殿も改築する、現状の状態に限りなく近く復帰するような改築でしょうか。

○佐藤教育長

鈴森文化財課長。

○鈴森文化財課長

今回の工事は本殿の覆屋です。鞘堂を改築するというので、本殿そのものの改築ではありません。あの辺り一帯は市の指定の史跡になっておりますので、それに伴う調査を行うという内容でございます。

○佐藤教育長

衣更着委員。

○衣更着委員

埋蔵する発掘調査がメインで、それには一旦建物は避けなければならないという考えですよね。一時的に新しく鞘堂を改築するというので、神社自体を立派に建て替えるというイメージをもったので、そうではないということですね。わかりました。

○佐藤教育長

建物が傾いてきている、その基壇をしっかりと整備して、その上にまたのせて、古くなっている部分はある程度直すということです。

ほかにご覧ございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

それでは、「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第19号「花巻市指定史跡『熊堂古墳群』の現状変更等許可に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なし)

「異議なし」と認め、議案第 19 号は原案のとおり議決されました。

日程第 3、報告事項に入ります。

「花巻市立矢沢小学校・矢沢中学校を義務教育学校へ移行するための要望書」の受理について、事務局から報告をお願いいたします。及川教育企画課長。

○及川教育企画課長

「花巻市立矢沢小学校・矢沢中学校を義務教育学校へ移行するための要望」の受理についてご報告させていただきます。資料 No.1 をご覧ください。

去る令和 5 年 4 月 13 日に、本庁舎 2 階の市長応接室におきまして、花巻市立矢沢小学校 PTA 会長 高橋正樹様、花巻市立矢沢中学校 PTA 会長 石川和央様、矢沢地域振興会会長 中島健次様より、市長及び教育長に対し、花巻市立矢沢小学校・矢沢中学校を義務教育学校へ移行するための要望書の提出がございました。

要望内容につきましては、1 矢沢小・中学校を義務教育学校へ移行すること、2 老朽化の著しい学校施設環境を改善するために新校舎の建設をすること、3 新校舎建設に伴い、矢沢学童クラブの整備をすることの 3 点が要望されております。本件に係るこれまでの経緯につきましてご説明させていただきます。

令和元年 4 月に策定いたしました「花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」におきまして、花巻地域では、学校統合の検討に併せて、小中一貫校導入の検討を進めていくこととしておりますが、矢沢小・中学校における児童生徒数の今後の見通しでは、クラス替えが可能な 1 学年 2 学級で当面は推移すると予想されているものの、学校施設面におきましては、矢沢小学校は昭和 49 年に、矢沢中学校は昭和 53 年に建設され、耐震改修されておりますが、建築年数が、令和 5 年度でそれぞれ 49 年、45 年と老朽化が進んでいる状況になっております。

令和元年 9 月に開催されました矢沢中学校 PTA 主催の教育懇談会におきまして、PTA より、中学校だけでなく小学校の校舎も老朽化が進んでいる状況であり、2 校とも改築又は長寿命化改修することを考えると、小中一貫校の導入を検討することが必要ではないかとの意見が示されましたことから、教育委員会としては、保護者のニーズを重く受け止め、その可能性を検討する必要があると認識していると回答しております。

令和元年 11 月には、矢沢地域振興会から市長に対し、矢沢小学校の改築に係る要望書が提出されており、市からは、矢沢中学校 PTA による教育懇談会において小中一貫校の導入が話題となったところであり、今後も小中学校 PTA や地域の皆様のご意見を伺いながら、矢沢地区における教育の姿として小中一貫校の導入の可能性と併せて、施設整備についても慎重に検討していく旨の回答がなされたところであります。

令和 3 年 1 月に開催されました矢沢小・中学校合同の教育懇談会におきましては、教育委

員会より「花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」や小中一貫教育についての説明を行い、意見交流がなされました。

令和3年7月に、矢沢小・中学校PTA合同での「矢沢小・中PTA学校の在り方検討委員会」が組織され、矢沢地区における義務教育の在り方を検討することとなりましたが、コロナ禍により全体での集会が開催できずにおりましたものの、令和4年7月には、検討委員会を開催することができ、具体的な取組について協議がなされました。

検討委員会では、県内の小中一貫校への視察として、8月に紫波東学園、10月に盛岡西峰学園、11月に大槌学園で検証を行い、令和5年1月に視察報告会と検討委員会としての方向性を確認し、2月には、矢沢小・中PTA全体に対して報告会を開催し、矢沢小・中PTAとしては、矢沢地区には義務教育学校が適しているとの方向性を確認しております。

また、全体報告会に参加できなかった保護者もおられましたことから、矢沢小・中PTA会員の全家庭に対して、将来の矢沢小・中学校の教育制度について、「義務教育学校が適していると思いますか」との意向確認調査を行ったところ、大多数が義務教育学校に賛成又は検討委員会に一任するという結果となったため、矢沢小・中PTAとしての最終的な結論として、義務教育学校と結論づけたものでございます。

3月には、矢沢小中学校の教育環境の整備に関する説明会が開催され、検討委員会から矢沢地域振興会に対し、義務教育学校とする方向性について説明し了承されましたことから、矢沢小・中PTAと矢沢地域振興会の連名により、市長と教育長に対して要望書を提出することになったものでございます。

この地域からの要望を真摯に受け止め、教育委員会としては、当市として初めてとなる義務教育学校への移行につきまして、解決すべき課題やメリット・デメリットを地域の方々と共有しながら、慎重に対応していくことが必要であると考えておりますことから、まずは、学校や矢沢小・中PTA、地域の方々等と義務教育学校への移行に向けた検討組織を立ち上げてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○佐藤教育長

事務局から説明がありましたが、只今の報告についてご質問、ご意見等ございませんか。
中村委員。

○中村弘樹委員

この要望書が出されて、義務教育学校になるまでのスケジュールはだいたい決まっているのですか。

○佐藤教育長

及川教育企画課長。

○及川教育企画課長

先日要望書を頂戴したばかりですので、どのような学校を、どこに、どのような形をつくるかという、基本的な方向性が必要であろうということで、基本構想のようなものを作った

上でないと次に進めないと考えておりますので、まずは組織を立ち上げることで考えております。

○佐藤教育長

中村委員。

○中村弘樹委員

約何年先に可能になるのかということをお聞きします。

○佐藤教育長

及川教育企画課長。

○及川教育企画課長

例えば、今年度中に基本構想がまとまったとして、新しく校舎をどのようにするかという問題もございますから、3～4年、もしかしたら5年ぐらいはかかるかもしれません。

○佐藤教育長

まずはコンセプト、基本構想を優先するという事です。ほかにございませんか。役重委員。

○役重委員

矢沢地区の関係者の方々が3か所を視察されて検討された結果としての要望ということですので、重要なものとして受け止めなければならないと思います。要望書の10、11ページに、最終的な判断の理由について挙げられております。紫波と土淵は、小中一貫で一体型、併設型と2つの種類で、小中一貫校と義務教育学校の本質的な違い、メリット・デメリットは、ほぼ共通したものであるのですが、その中で義務教育学校、大槌型と判断された決定的な理由をお教えてください。併せて、教育委員会として、義務教育学校の場合、これまでの小中一貫校とは違うメリット・デメリットや、新設する場合、補助等も関わってくると思うのですが、もしおわかりのことがあれば教えていただきたいと思ひます。

○佐藤教育長

及川教育企画課長。

○及川教育企画課長

まず、小中一貫校と義務教育学校の最大の違ひでございませうが、小中一貫校につきましては、小学校、中学校がそれぞれに存在し、それぞれに校長先生や教職員がおられ、相互に連絡をとりながら教育、子どもたちを導いていくのはそのとおりでございませう。一方、義務教育学校につきましては、小学校6年制、中学校3年制という括りはなく、9年間を一体的に設定し、その中である程度自由に教育課程を組んだりできるということが、最大の違ひであります。

視察では、これまで言われておりました中1ギャップが緩和できることがわかりましたので、教育委員会としては、まずは義務教育学校をもう少し研究しながら、導入について前向きに検討したいと考えております。

○佐藤教育長

菅野教育部長。

○菅野教育部長

補足いたします。義務教育学校として1校になるということで、より効果が発揮しやすいという形を皆さんが受けとめたことがございます。義務教育学校の場合は、2校が1校になる形、小中一貫校であれば、小中学校1校ずつのままで、学校の数はありません。建設の補助については、統合等によって学校が減った場合又は現在の校舎の老朽化が激しく危険度が高い場合に適用されることとなりますので、義務教育学校の方が市の財政的に有利だということもございます。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

そうしますと、統合型小中一貫校の場合、同一施設内だけれど学校としては2校になっているということですね。義務教育学校の場合は、小学校、中学校の学習指導要領が適用されず、義務教育学校の指導要領になるのですか。例えば、小学校でも教科担任を導入するとか、境が現行制度の中でも融合しつつあると思うのですが、制度上、指導要領上も一切なくなるということでしょうか。

○佐藤教育長

及川学校教育課長。

○及川学校教育課長

指導要領上は、義務教育学校用の指導要領というものはございませんので、現在あります小学校、中学校それぞれの指導要領の内容を指導することになります。ただ、学年の縛りは、ある程度、弾力的に運用できるという特徴がございます。

○佐藤教育長

義務教育学校の場合は、より自由度、柔軟性に関して、あまり極端な例はないようですが、重点的に入れ替えたり、接続したり、先取りしたりすることはできるということだと思えます。9年という見通しの中で、きちんとした整理ができるところが大きなメリットのようです。極端に単位数を変えることまではできないようです。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

例えば、卒業証書も1枚ということになるのですか。

○佐藤教育長

実際に学校の中で、何年制をとるかはわかりません。例えば4-3-2制が考えられますが、6年生が終わった段階で、6年生の修了を卒業式のようにするとか、特に縛りはないので、それがメリットでありデメリットにもなり得るということです。

○佐藤教育長

衣更着委員。

○衣更着委員

進学がなくなるということですね。

○佐藤教育長

そのとおりです。中1ギャップが起これにくいというよさはあるのですが、小学校最高学年としてのリーダーシップが育たなくなってしまうという懸念はあるようです。

○佐藤教育長

菅野教育部長。

○菅野教育部長

決め方だと思うのですが、中学校年齢になると制服が導入されることもありますので、義務教育学校ではあるけれども、区切りをつけている学校もあるようです。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

小学校卒業という概念はないのですか。

○佐藤教育長

菅野教育部長。

○菅野教育部長

課程を修了したという概念はあると思います。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

例えば、極端な話、転校して私立の中学校に行きたいとなったとき、小学校を卒業していることが要件になると思うのですが、特例的に適応されないとかにならないのか、いろいろ研究されたほうがよいかと思います。

○佐藤教育長

菅野教育部長。

○菅野教育部長

大槌学園を視察した際に、転入、転出での影響はないか質問したのですが、今のところ、そういったことで困った事例はないということでした。

○佐藤教育長

初めに義務教育学校の話が出たあたりは、全国で21校ほどしかなかったのですが、この数年で、学校数は4倍から5倍になり、特色のある学校が増えてきております。例えば、特別支援学級に通う子どもについても、9年間を見通して育てるメリットは大きいと思います。それから、授業内容が他の学校とは若干違うので、特認校として学区制限は設けず、特に発

達に課題のある子どもはできるだけ受け入れるというシステムをとっている学校もあるようです。

花巻市教育委員会としても全く初めてですし、たくさんの事例を見ながら、どこまでできるか、どういう特色を被せて、今後持続可能な形で運営できるか、それから、矢沢地域の教育財産と現在の矢沢小中学校の教育課題、地域課題等を含めながらマッチングさせていくというところで、コンセプト作りが、当面の課題になるだろうと思います。途中でやめたということができないシステムですので、かなり慎重かつ丁寧にやっていかなければならないと思います。それから、教員配置でも、理想的には小・中両方の免許がないと授業ができないのですが、実際はほとんど難しいと思います。できるだけそのような教員を揃えたいと考えており、もちろんお願いはしますが、体制づくりの難しさもあろうかと思っています。場所の問題もあります。全く新しい学校ができるというスタンスで進めてまいりたいと思います。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

矢沢小・中学校も老朽化が大変激しいので、地域の方からすれば、一年でも早く建てたいということだと思います。

○佐藤教育長

菅野教育部長。

○菅野教育部長

そのとおりです。東北管内の事例を見ると、大槌では震災の影響で小中を一つにするという話が挙がったようですし、秋田では、地域がもともと小さいので、小中学校を一つにして運営したほうが財政的によい部分が多いこともあります。矢沢地区は、ある程度人数が確保されている学校ですので、義務教育学校の特色を生かした学校づくりを考えていきたいと思っています。

○佐藤教育長

ほかにございませんか。中村委員。

○中村祐美子委員

役重委員からもお話があったのですが、メリット、デメリットが10、11ページに書いてあります。デメリット④に対する工夫として、リーダー育成の機会を中学年の段階で企画するとありますが、そのほかのデメリットに対して、こんな面白い対応をされていたとか、事例があれば教えていただきたいです。2点目、義務教育学校は柔軟性に富んでいるということだったのですが、どれくらいの柔軟性があるのでしょうか。例えば、海外では進度の速い子どもが飛び級できたり、進度を早めていくことができたりします。もちろん、対応が必要な子どもについてはペースを緩めたりすることもあります。柔軟度はあるのですか。3点目、義務教育学校は9年間のスパンで考えて教育を進めていくということですが、例えば、

海外に目を向けると、そのような教育制度になっているところは多く、調べると面白いのかなと思ったのですが、よさを今後、研究をされていく予定があるのかどうか教えていただければと思います。

○佐藤教育長

及川教育企画課長。

○及川教育企画課長

まず、デメリットの解決方法でございますが、私もまだ不勉強で、どのようなパターンがあるかということにつきましては、今のところ押さえておりませんので、ご容赦いただきたいと思います。2点目の9年間のスパンに関しては、先ほど学校教育課の及川課長がお話ししたとおり、小中学校の学習指導要領で、ある程度縛りがございますので、飛び級などはおそらく国でも想定していないのではないかと思います。その中で、若干先取りしようとか、ここは躓きそうなのでじっくりやろうとかいう工夫レベルについては可能だろうと考えております。3点目の海外のお話でございますが、今のところ、まずは矢沢地区の義務教育学校を進めたいと考えており、軌道に乗るかかわからないので、その次のステージになると考えております。

○佐藤教育長

中村祐美子委員。

○中村祐美子委員

ありがとうございました。

○佐藤教育長

熊谷委員。

○熊谷委員

例えば、中学校の教員が異動したとき、中学校教員の免許しかない場合、小学校の高学年の授業に乗り入れるということも可能ではありますよね。そのときに、チームティーチングの形は可能だと思うのですが、もっぱら自分が授業をすることはできないですね。その場合、今後全国的にこのような小中一貫校が増えていくとき、一貫校に限定した特例的な措置はあるのでしょうか。

○佐藤教育長

高橋学務管理課長。

○高橋学務管理課長

原則は、義務教育学校は小学校と中学校両方の免許を所有している者が配置になるということです。小中一貫校において中学校免許だけの所有者については、小学校に出向いてその教科を教えることは可能です。教科担任制が進行していく部分はメリットかと思います。より専門的な部分も教えることができるといったところです。

○佐藤教育長

小学校の免許がなくても、中学校の免許があった場合に、特例的な措置でその教科につい

ては可能だという発令をしています。

○佐藤教育長

熊谷委員。

○熊谷委員

小学校教員の免許がなくても、中学校数学の免許で、小学校6年生の算数の授業をもつことは可能なのですね。

○佐藤教育長

高橋学務管理課長。

○高橋学務管理課長

可能です。

○佐藤教育長

熊谷委員。

○熊谷委員

それはよいですね。

○佐藤教育長

教科担任制の指導が受けられることは、小学校側にもメリットがあります。一方、やりすぎると、例えば、子どもたちが不適應を起こしたとき、小学校の場合は担任の先生がいつも身近にいるから相談しやすい環境にあるけれども、教科担任制では児童が相談しにくい可能性があり、生徒指導的な課題が出てくる場合があります。そのような面で、教科担任制も良し悪しだということは言われています。

飛び級のようなものは日本ではまずないのですが、義務教育学校では、例えば、高校等で指定されている、スーパーサイエンスやスーパーイングリッシュを模したものを導入することはできます。予備校みたいな授業はないけれども、9年間で身に付かせたい、習得させたいものについて、若干の進度調整や入替えはできるということです。それから、特色をどう持たせるか、例えば、大槌の場合は、ふるさと科として、地域と連携して大槌のよさを学ぶ学習を通して、将来、大槌に残って大槌を支えるような人間を作りたいというカリキュラムを導入しているようです。そのような特色を何に求めているかということが大きなところで、それに関連する教科学習を導入できるということです。矢沢地区は、新渡戸稲造の出身地ですから、かつては英語学習に非常に力を入れていて、しばらく前には、英検3級の合格者を約70%まで上げたこともあります。宮沢賢治記念館もありますので、宮沢賢治に関連したもので言語活動していくことも可能かと思います。選択肢はいくつかあり、それをどう絞り込んでいくかというのは、地域の人たちとお話ししながら、学校の先生方である程度絞り込んでいかないと、とても支えきれません。重点化、焦点化することで、継続してできるようになります。衣更着委員。

○衣更着委員

例えば、小学校の英語すらも難しく感じる中学生もいると思います。大学の単位制のよう

に、例えば、英語の1、2、3があったら、9年間のうちに単位的に取ればよいという考えはいかがでしょうか。単位制にするのは突飛な考えですか。不得意なものは時間をかけて、9年間のうちにその単位を取ればよいと思ったのですが、いかがですか。

○佐藤教育長

確かに、高校はそういった体制で授業を組んでいきます。小中学校の場合は、学習指導要領で時数と習得すべき内容が配列されていますが、義務教育学校の場合、系統性、9年間でこのように育てていくのだという見通しの中での配分はできると思います。やたらと時数を増やして、いわゆる知的な学力だけを上げることは、学校教育の趣旨には合いません。例えば、数学の授業だけたくさんあって、体育の授業は全然やらないということはアンバランスですね。ただ、9年間できちんと育てるということで、今までの小中学校のように隙間が全くなくなるころはメリットだろうと思います。衣更着委員。

○衣更着委員

得意分野を伸ばすような自由教育の連想をしたのですが、いつまでも不得意なまま乗り遅れる子どもも問題かなと思いました。わかりました。

○佐藤教育長

まだこれからということですので、逐次、ご報告申し上げたいと思います。ほかにございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「質疑なし」と認め、只今の報告に対する質疑を終結いたします。

次の報告、教育委員会関連行事につきましては、お手元に配付いたしました日程表によりまして報告に代えさせていただきます。

こども課から、「保育のおしごとナビ」が開設されましたので配布させていただきました。広報4月15日号に掲載したものと同じですが、大川こども課長から説明をお願いします。

○大川こども課長

今、教育長からもありましたとおり、4月15日号の広報でもお知らせさせていただきましたが、市内の保育所や学童クラブに就職する方がなかなか見つからないという状況があります。養成校等にご意見を伺いますと、学生はSNSを活用して情報を調べているということでしたので、学生と保育施設、教育施設の情報を繋げたいということで「保育のおしごとナビ」というサイトを開設したところです。

保育士や放課後児童支援員のインタビューなども載せておりますし、市がやっている保育士の応援事業などのサイトにも飛ぶ形でいろいろと情報を入れております。それから、求人情報の紹介も出しておりますが、施設の方が直接入力できるような形にしており、最新の情報を上げていただくようお願いしているところです。まだ開設したばかりで、これから

改善していくところもあるかと思しますので、引き続き取り組んでいきたいと思ひます。

○佐藤教育長

鈴森文化財課長。

○鈴森文化財課長

議案第 13 号に關して補足でございます。現在博物館として登録されているのは、市内では花巻市博物館、萬鉄五郎記念美術館です。それから、相当施設として宮沢賢治記念館が登録されております。市内の施設は、現段階では、この 3 施設でございます。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

確認させていただきます。途中までしか載っていないのでわかりかねるのですが、議案資料 11 ページです。例えば、博物館法第 31 条の相当する施設の指定という規定に対して、今回規則で新しい様式 7 号を定めるとなっています。法律第 31 条は次の各号に掲げる者が指定するので、文部科学大臣か、都道府県の教育委員会か、指定都市の教育委員会となっています。これを、花巻市教育委員会が指定するとは読めないのですが、どういう仕組みなのですか。どこかで準用規定があるということですか。

○佐藤教育長

鈴森文化財課長。

○鈴森文化財課長

この部分は、岩手県の事務、いわゆる権限委譲の部分です。現在、博物館の登録などといった部分は県から権限委譲されており、まだ博物館法の中で、それ以外の部分もあるのですが、委譲されていない事項もあります。現在、県とやり取りしており、どれほどの事務量があるのかということで、令和 4 年度も、岩手県では権限委譲の条例改正は行っておらず、令和 5 年度中に条例改正を予定しているという情報です。ですので、この部分は県とも調整しながら進めていこうという現在の状況でございます。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

わかりました。例えば、第 20 条の博物館の廃止も、県教委の仕事になっていますが、事務委譲で来ているということですね。

○佐藤教育長

鈴森文化財課長。

○鈴森文化財課長

そのとおりです。現在は、博物館の登録、登録要件の審査、それから、登録事項の変更、今おっしゃった廃止の部分が委譲されているところです。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

県内に市で指定するような事例があるのか、よくわかりませんよね。事務委譲は形の上ではしているのですが、実質的に大幅な権限委譲になっているとは思えないという岩手県のやりようですね。わかりました。ありがとうございます。

○佐藤教育長

以上で、今日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の教育委員会議は、これをもって閉会といたします。ありがとうございました。